

第 1 3 5 号議案

足立区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

第 1 条 足立区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令
和元年足立区条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 2 項及び第 2 9 条第 2 項中「6 月に支給する場合におい
ては 1 0 0 分の 1 1 5、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の
1 2 0」を「6 月及び 1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1
1 5」に改める。

第 2 条 足立区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一
部を次のように改正する。

第 1 6 条第 2 項及び第 2 9 条第 2 項中「6 月及び 1 2 月に支給する
場合においては 1 0 0 分の 1 1 5」を「6 月に支給する場合におい
ては 1 0 0 分の 1 1 2. 5、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分
の 1 1 7. 5」に改める。

付 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 3 年 4
月 1 日から施行する。

（提案理由）

会計年度任用職員の期末手当の額を改める必要があるので、この条例
案を提出いたします。